

## 容量市場 容量確保契約約款に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	6	非効率石炭火力の基準となる設計効率は、送電端あるいは発電端なのか、LHVあるいはHHVなのかを、明確に記載頂いた方が良いと考えます。	HHV・発電端でのデータを基に42%という基準を設定しております。ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。
2	6	第7条 4項では、実受給期間中は減額率20%を控除した金額を支払うことが定められています。第19条 1項 ①(4)での定め、もしくは第7条 4項での定め、いずれの方法で容量確保契約金額の支払いがなされるのか、明確にして頂けることを希望いたします。	<p>第7条4項では容量確保契約金額の支払い方として、最終月以外は、毎月容量確保契約金額（各月）として減額率20%を控除した金額が支払われ、最終月にそれまでの各月の減額分の累計金額も含めて、容量確保契約金額との差額を支払うことを示しております。</p> <p>第19条1項 ①(4)では非効率石炭火力の年間設備利用率が50%を超えた場合のペナルティについて示しております。</p> <p>ペナルティ対象となった場合は、最終月にそれまでの減額分の総額として支払われる金額と、ペナルティで課される金額が相殺されることとなります。</p> <p>こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。  <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html">https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</a></p>

No.	頁	ご意見	回答
3	6	<p>第2章第7条4及び附則（2021年●月●日）第2条10によれば、非効率石炭火力電源は、減額率20%分が控除された容量確保契約金額を12回/年に分けて受け取ることとされています。加えて、第3章第19条1①（4）によれば、非効率石炭火力が実需給期間中における年間設備利用率50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティ＝容量確保契約金額×20%が科されることになっており、当該経済的ペナルティは、最後に交付する月の容量確保契約金額（各月）より減じられることとされています。</p> <p>一方、電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第四次中間とりまとめ（案）P42にて「したがって、容量確保契約金額の支払い方法については、以下の2種類の方式が考えられる。（途中略）支払い方法としては、②の方式で、設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」とされています。</p> <p>非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、それらのことに対して最終的に容量確保契約金額の何%が控除されると理解すればよろしいでしょうか。制度検討作業部会の第四次中間取りまとめ（案）で20%の減額と整理されていると理解しておりますが、約款（案）の記載では二重に減額がされるようにも読めるためご意見するものです。</p> <p>また、第四次中間とりまとめ（案）で整理された「設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」は、今回の容量確保契約約款のどこに書かれているのか、ご教示願います。</p>	<p>非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、そのことに対してのペナルティは容量確保契約金額の20%が控除されることとなります。</p> <p>こちらに関しては、第7条4項及び附則（2021年●月●日）第2条10項にて、容量確保契約金額の各月と最終月の支払い方について記載されており、非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合のペナルティの扱いについては、第19条1項①（4）に記載されています。</p>
4	7	<p>広域機関殿に提出する容量停止計画において、太陽光の出力が見込めない点灯帯や自流水力の渇水期、風力における風況の悪い時期といった再エネの自然変動要因による停止は、「容量停止計画の提出対象外」かつ「計画外停止の期間としても扱われない」との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>【これらの再エネの出力変動も織込んで供給信頼度評価（EUE評価）が行われていると認識】</p>	ご認識の通りです。
5	8	<p>第12条 市場退出 1項 ③</p> <p>市場退出の条件に提出書類の「不備」が追加されていますが、この表現だとすべての書類に対して「不備」が認められないように読めてしまいますので、不備が認められない該当の書類を明記頂けないでしょうか。</p> <p>オークション募集要項の提出書類でも、事業者登録や期待容量登録など、一部の提出資料においては、不備を修正後、再度申込（登録手続きを行うこと）が許容されているものもあると理解しております。</p> <p>また、容量市場の登録手続きの過程には、「審査期間」が設けられています。こちらの審査機関において合格となったもののみが基本的には容量市場オークションに参加できるという理解でおります。不備の是正指摘に応じない場合、等プロセスを追加いただくか、上記ご検討をよろしく願います。</p>	<p>ご認識の通り、参加登録の審査期間において、本機関で書類の不備に関する審査を実施し、再度書類提出をお願いすることがございますが、最終的に全ての書類に関しまして不備のない状態となる必要があります。</p> <p>ご指摘を踏まえまして、より分かりやすくするためプロセスに関して追記します。</p>

No.	頁	ご意見	回答
6	8	<p>「第12条 市場退出」において、「⑨ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量」および「⑩ 前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量」という契約容量下限値が設定されております。</p> <p>この契約容量下限値を、下記目的より、「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいです。</p> <p>①これまで応札できなかった小規模分散型(期待容量1,000キロワット未満)の再生可能エネルギー(以下、再エネ)および未利用エネルギー等による応札を可能にすること</p> <p>②上記①を通じて供給曲線および約定価格の精度を更に向上すること</p> <p>③上記①を通じて容量市場とカーボンニュートラルとの整合性を更に向上すること</p> <p>④上記①を通じて売電(kWh価値)以外の投資回収(kW価値)を可能にすることで、FITに頼らない再エネおよび未利用エネルギーの更なる推進を可能にすること</p> <p>⑤上記①を通じて小規模な電気事業者(地域新電力、自治体新電力等)もアグリゲート等を通じて容量市場に応札できるようにすることで、大規模な電気事業者との格差を減らすこと</p> <p>尚、日本卸電力取引所でも最低取引単位は当初1,000kWでしたが、現在では100kWに引き下げられており、当該変更については合理的なものだと考えております。</p> <p>(計3者より同様のご意見を頂きました)</p>	<p>応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
7	9	<p>【該当箇所】ただし、実効性テストの最終結果に準ずるものは、実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります</p> <p>【前提】実効性テストの最終結果に準ずるもの＝厳気象対応調整力電源Ⅰ’</p> <p>【質問①】落札容量分を22年度実効性テストにて供出できることを認めてもらった後、例えば年度23年度に確保する需要家も出てくる可能性があるが、実効性テスト実施後～提供開始年度までの期間に確保される需要家の取り扱い、また、当該需要家を踏まえた需要家リストの扱いは具体的にどのようなかご教示いただきたい</p> <p>【質問②】落札容量分を22年度実効性テストにて供出できることを認めてもらった後、例えば提供開始24年度の直前に突発的な事由等により辞退する需要家も出てくる可能性があるが、実効性テスト実施後～提供開始年度までの期間に辞退する需要家の取り扱い、また、当該需要家を踏まえた需要家リストの扱いは具体的にどのようなかご教示いただきたい</p> <p>【意見】電源Ⅰ’における契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績という制限を設けるのではなく、容量市場における電源等リスト間の需要家リソースの移動・差し替え等を柔軟に認めていただきたい</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記質問①・②の通り、提供開始年度まで需要家の追加・辞退等が発生する可能性があり、継続参加する需要家についても需要が変動し、需要家の柔軟性は変化するため</li> <li>・調整力公募と容量市場は異なる制度の仕組みであり、前者はマルチプライスオークションで需要家は事前に確保する必要があり、後者はシングルプライスオークションで落札後に需要家を確保することを容認している制度だと認識している。それぞれの仕組みに対して異なる入札戦略が考えられ、電源等リストに基づく入札案件の組み立て方も異なる。例えば、調整力公募で10MWで落札した案件が1件で、一方容量市場で5MWで落札した案件が2件（計10MW）の場合、現行の記載内容だと1つの電源等リストを2つに分けることはできない。逆も然りで、調整力公募で落札した2つの案件に係る電源等リストを、容量市場で落札した1案件に係る電源等リストにアグリゲートすることはできない。前者の仕組みにおける電源等リスト（入札案件）の在り方を、後者の仕組みに適用することが必ずしも適切ではない可能性が考えられるため、落札案件間の需要家の移動・差し替え等のディスアグリゲート・アグリゲートによるポートフォリオ最適化を認めていただきたい。</li> <li>・電源等リストの最適化を認めていただくことにより、供給信頼度の高い案件の構築に繋がり、実需給断面の発動時により実効性の高い供出が期待できるため</li> </ul>	<p>実効性テストおよび実効性テスト後の電源等リストの各リソースの詳細については、今後発行する容量市場業務マニュアルでお示しいたします。</p>
8	10	<p>第12条 市場退出 1項 ⑩</p> <p>発動指令電源または変動電源（アグリゲート）の場合、1電源を構成する個別の電源に対する契約容量という文言の定義がないため、仮に1電源がFITまたはFIPであることが発覚する事象が発生した場合でも契約容量の全量が市場退出となるように記載されています。これに対し、発動指令電源または変動電源（アグリゲート）の電源リストを構成する1電源に対する当該事象については、当該1電源のみの市場退出とするように整理を図っていただき、そのように条文を変更していただきたいと思います。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、容量提供事業者の申告により明らかとなった場合、容量確保契約容量の一部退出を認める場合があるように、記載を修正いたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
9	10	<p>第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ ①(1) (補足説明資料P78)</p> <p>i、iiともに「契約単価 × 契約容量 × ～」となっているが、容量確保契約金額から減じる考え方からすると、「経過措置における控除額」を差し引かないとペナルティが必要以上に大きくなってしまわないでしょうか。</p> <p>修正イメージ：「(契約単価 × 契約容量 - 経過措置における控除額) × ～」</p>	<p>第16条 実需給期間前の経済的ペナルティに記載している内容は、経過措置対象外の電源に関する記載となっており、附則(2020年6月30日)第3条および附則(2021年●月●日)第3条で、経過措置の対象となる場合には第16条の内容を経過措置を考慮した形で読み替えることとしております。</p>
10	11	<p>「第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ」の「電源等の区分が発動指令電源の場合」において、「実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合」という契約容量下限値が設定されております。</p> <p>上記1項の契約容量下限値引き下げに伴って、この契約容量下限値を「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいです。</p> <p>(計3者より同様のご意見を頂きました)</p>	<p>応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
11	11,12	<p>(4) 稼働抑制の項目に、「非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること」と記載があるが、年間設備利用率を50%以下としようとする場合、原案では(1)供給力の維持や(2)発電余力の卸電力取引所等への入札などのリクワイアメントを達成できないという矛盾が生じるため、リクワイアメント(1)供給力の維持の項目に、下記を追加いただきたい。</p> <p>(1) 供給力の維持  実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること  ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ(180日相当)を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします  なお、非効率石炭火力について年間設備利用率を50%以下にするために平常時(需給ひっ迫のおそれがある時以外のコマ)において稼働を抑制する場合は、あらかじめ容量停止計画において稼働抑制のリクワイアメントを達成させるための停止である旨の理由を付して提出することにより、リクワイアメント未達成コマと見做さないこととします。</p>	<p>ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。</p> <p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
12	14	<p>「別紙ベースラインの算定方法1.②」において、2024年度の実需給年度の場合、ベースライン算定における当日補正の時間帯が「4～1時間」となっているがなぜか。 ERABガイドラインは2020.6月に改正され、当日補正に用いる時間は5～2時間前になっていることから、2024年度も5～2時間前に統一を図って頂きたい。</p>	<p>ERABガイドラインを参考としつつ、容量市場で具体的に用いる算定時間は、実需給年度2024年度については、4～1時間前、実需給年度2025年度については、5～2時間前としております。</p>
13	14	<p>発動指令電源のアセスメントにおいて、コマごとの過発動を評価するよう「コマごとの」の削除を要望します。これにより、対象期間の失敗(発電や抑制不足)のカバーができることとなるため、ペナルティ回避のインセンティブに繋がることや、広域予備率が低下している状況にある一般送配電事業者からしても、発動指令電源提供者のペナルティ回避インセンティブがあった方が、より安定供給に資する(安定供給の安全側に繋がる)ため、制度趣旨に沿った考えになるのでは、と考えます。(要綱も同様)</p>	<p>発動指令電源は、発動指令発令時において、6コマ全てにおいて容量確保契約容量を達成する電力を供出いただくことを求めています。</p>
14	15	<p>第19条 1項 ①(4)では、年間設備利用率が50%を超えた場合に経済的ペナルティを科すことが定められています。 第7条 4項での定め、もしくは、第19条 1項 ①(4)での定め、いずれの方法で容量確保契約金額の支払いがなされるのか、明確にして頂けることを希望いたします。</p>	<p>第7条4項では容量確保契約金額の支払い方として、最終月以外は、毎月容量確保契約金額（各月）として減額率20%を控除した金額が支払われ、最終月にそれまでの各月の減額分の累計金額も含めて、容量確保契約金額との差額を支払うことを示しております。 第19条 1項 ①(4)では非効率石炭火力の年間設備利用率が50%を超えた場合のペナルティについて示しております。 ペナルティ対象となった場合は、最終月にそれまでの減額分の総額として支払われる金額と、ペナルティで課される金額が相殺されることとなります。</p> <p>こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。 以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html">https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</a></p>

No.	頁	ご意見	回答
15	15、26	<p>第2章第7条4及び附則（2021年●月●日）第2条10によれば、非効率石炭火力電源は、減額率20%分が控除された容量確保契約金額を12回/年に分けて受け取ることとされています。加えて、第3章第19条1①（4）によれば、非効率石炭火力が実需給期間中における年間設備利用率50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%が科されることとなり、当該経済的ペナルティは、最後に交付する月の容量確保契約金額（各月）より減じられることとされています。</p> <p>一方、電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第四次中間とりまとめ（案）P42にて「したがって、容量確保契約金額の支払い方法については、以下の2種類の方式が考えられる。（途中略）支払い方法としては、②の方式で、設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」とされています。</p> <p>非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、それらのことに対して最終的に容量確保契約金額の何%が控除されると理解すればよろしいでしょうか。制度検討作業部会の第四次中間取りまとめ（案）で20%の減額と整理されていると理解しておりますが、約款（案）の記載では二重に減額がされるようにも読めるためご意見するものです。</p> <p>また、第四次中間とりまとめ（案）で整理された「設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」は、今回の容量確保契約約款のどこに書かれているのか、ご教示願います。</p>	<p>非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、そのことに対してのペナルティは容量確保契約金額の20%が控除されることとなります。</p> <p>こちらに関しては、第7条4項及び附則（2021年●月●日）第2条10項にて、容量確保契約金額の各月と最終月の支払い方について記載されており、非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合のペナルティの扱いについては、第19条1項①（4）に記載されています。</p>
16	28	<p>別紙 ベースラインの算定方法</p> <p>【該当箇所】 ※対象実需給年度が2024年度の場合は、4時間前から1時間前とする。</p> <p>【意見】 現行の記載内容によると、DRのベースライン算定に係る当日調整時間帯は下記の整理となるため、電源 I' から容量市場への変遷、制度の連続性を考慮し、24年度に限り4～1・5～2の選択制をご検討いただきたい。</p> <p>21年度電源 I' 5～2時間前  22年度電源 I' 5～2時間前  23年度電源 I' 5～2時間前  24年度発動指令電源 4～1時間前  25年度発動指令電源 5～2時間前</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当日調整時間帯の変更に伴い運用システム側の設定変更を要するため</li> <li>・22年度電源 I' 発動実績を実効性テストとして提出する可能性があるため</li> <li>・22年度以降における当日調整対象時間の変更は、発動後のゲーミング行為を防止すべく変更されたものと認識しているため。</li> </ul>	<p>ERABガイドラインを参考としつつ、容量市場で具体的に用いる算定時間は、実需給年度2024年度については、4～1時間前、実需給年度2025年度については、5～2時間前としております。</p> <p>頂いたご意見は今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
17	29	<p>別紙 ベースラインの算定方法</p> <p>【該当箇所】 2. 発電（逆潮流）の場合 ベースラインは零とする。</p> <p>【意見】 1地点1電源区分の制約を見直し、上記該当箇所に「ただし、同一地点で発動指令電源に加えて他の電源区分（安定電源・変動電源）で供出する場合、ベースラインは計画値とする」の追記をご検討いただきたい。</p> <p>【理由】 ある地点で安定電源として参加している地点でも、発動指令に応じて余剰分（安定電源の容量に紐づかない容量）を追加供出できる地点が多分にあり、制度の柔軟な見直しによりこれらの埋没供給力を調達できる可能性があるため</p>	<p>容量市場におけるアセスメントでは発電実績を把握するだけでなく、発電販売計画や市場応札が正しく実施されているかについても把握する必要があります。そのため、計量単位毎にアセスメントを行うこととしており、1計量単位で容量を提供する電源等の区分を登録していただきます。したがって、ご意見にあるような1計量単位において安定電源と発動指令電源の2つの電源区分として応札するケースは認めておりません。</p>